

令和4年川辺町議会第3回定例会議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|---------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告 |
| 日程第 7（報告第 2号） | 令和3年度決算に係る健全化判断比率について |
| 日程第 8（報告第 3号） | 令和3年度決算に係る資金不足比率について |
| 日程第 9（承認第 7号） | 専決処分について承認を求める件
《令和4年度川辺町一般会計補正予算（専決第2号）》 |
| 日程第10（同意第 1号） | 川辺町監査委員の選任につき同意を求める件 |
| 日程第11（同意第 2号） | 川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第12（議案第27号） | 川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13（議案第28号） | 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14（議案第29号） | 川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15（議案第30号） | 川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16（議案第31号） | 令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第17（議案第32号） | 令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18（議案第33号） | 令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19（議案第34号） | 令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20（議案第35号） | 令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第21（議案第36号） | 令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第22（認定第 1号） | 令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23（認定第 2号） | 令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24（認定第 3号） | 令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |

認定について

- 日程第 2 5 (認定第 4 号) 令和 3 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 (認定第 5 号) 令和 3 年度川辺町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 7 (認定第 6 号) 令和 3 年度川辺町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 8 (発議第 2 号) 中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について
- 追加日程第 1 議長の辞職許可について
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の辞職許可について
- 追加日程第 4 副議長の選挙

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員 (8 名)

議 長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1 番 石原 利春
2 番 佐伯 雄幸	3 番 瀬尾 俊春	4 番 市原 敬夫
5 番 櫻井 芳男	8 番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9 時 0 0 分)

◎議長（井戸三兼君） 皆さん、おはようございます。令和4年川辺町議会第3回定例会が招集され、ご案内を申し上げましたところ、本日の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和4年川辺町議会第3回定例会を開会いたします。

初めに、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので皆様のご協力をお願いします。

町長にあいさつをいただきます。町長 佐藤光宏君。

町長（佐藤光宏君） 本日ここに、令和4年川辺町議会第3回定例会の開会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスの動向でございます。7月19日以降、県内の一日あたりの新規陽性者数が連日1,000人を超える高い水準で推移しており、先月23日には過去最多となる5,116人の新規陽性者数が確認されました。この感染拡大を受け、岐阜県では先月8月5日に「B.A.5対策強化宣言」を決定・公表し、県、各市町村、医療機関等が連携し、医療・療養・検査体制の強化、ワクチン接種の加速化、感染防止対策の徹底に取り組んできました。しかしながら新規陽性者数は現在も高い水準で確認されており、未だ先の見えない状況となっております。

町のワクチン接種については、3回目の接種が終了した60歳以上の方や18歳から59歳までの基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象として4回目の接種を順次実施しております。ワクチン接種は任意のものではございますが、未接種の方におかれましては接種のご検討をお願いいたします。また、改めてとなりますが、感染予防対策の徹底について、引き続き皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

次に防災・減災に関する取り組みでございます。町では例年9月に「総合防災訓練」を実施しております。今年度においても区の役員の方々を対象に避難所運営訓練を実施する予定でしたが、連日、新型コロナウイルスの新規陽性者が多数確認されている状況であったため、感染拡大防止の観点から9月4日 日曜日に予定しておりました防災訓練は中止といたしました。なお、緊急地震速報を合図に、各ご家庭でできるシェイクアウト訓練「命を守る3つの動作訓練」は予定通り実施いたしました。9月に入り、今後は台風に対する備えにも万全を期す必要があります。「災害は忘れた頃にやってくる」とも言いますが、台風や地震などの自然災害はいつ発生するか分かりません。町といたしましても自然災害に対する備えにはより万全を期してまいります。町民の皆様におかれましても、各ご家庭やお住いの地域において、改めて自然災害への備えについての意識を、高めていただきますようお願いいたします。

次に、国内の経済動向についてです。内閣府が先月25日に発表しました月例経済報告によれば「景気は緩やかに持ち直している」とされていますが「物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約等に十分注意する必要がある。」とされています。総務省が先月19日に発表しました令和4年7月分の消費者物価指数によれば、総合指数は前年同月比2.6%の上昇となっており、前年同月比の寄与度が高い項目として「調理食品」「外食」「生鮮魚介」「電気代」「ガソリン」等が挙がっており、ウクライナ情勢、原油高、円安の影響などを要因とした物価上昇が続いています。今後も高い上げ幅の値上げが続くそうであり、町民の皆様の生活にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。このような状況の中、町といたしましては、各家庭の家計支援と、町内の飲食、小売り、サービス業の事業継続支援のため町内事業所で利用できる「川辺つながる商品券」1人1万円分を配付いたしました。利用期限は12月31日までとなっておりますので、お忘れのないようにご利用ください。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件1件、人事案件2件、条例案件4件、補正予算案件6件、認定案件6件の計21案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶といたします。

◎議長（井戸三兼君） それでは本日の会議を開きます。本会議の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号8番 平岡正男君及び1番 石原利春君の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る8月30日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月16日までの11日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和4年6月21日 川監第7号」、「令和4年7月21日 川監第9号」、「令和4年8月22日 川監第11号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆さんはそのままお待ち下さい。なお、古川副議長におかれましては正副議長室にお越し下さい。

（休憩 午前9時10分）

（再開 午前9時12分）

◎副議長（古川政久君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長、井戸三兼君から議長の辞職願いが提出されましたので、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

お諮りします。「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（古川政久君） 異議なしと認めます。したがって「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配付）

◎副議長（古川政久君） 追加日程第1 「議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、井戸三兼君の退場を求めます。

（井戸三兼君 退場）

◎副議長（古川政久君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長（鈴木秀樹君） 辞職願を朗読させていただきます。令和4年9月6日、川辺町議会副議長 古川政久様。川辺町議会議長 井戸三兼。辞職願。この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎副議長（古川政久君） お諮りします。井戸三兼君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（古川政久君） 異議なしと認めます。したがって、井戸三兼君の議長の辞職を許可することに決定しました。井戸三兼君の入場をお願いします。

（井戸三兼君 入場）

◎副議長（古川政久君） 井戸三兼君に告知いたします。ただ今、議長の辞職を許可することに決定しました。ここで井戸三兼君から挨拶がございます。登壇してお願いいたします。

◎9番（井戸三兼君）

議長を退任するにあたりまして、一言御挨拶申し上げます。昨年9月の議会におきまして議長に就任し、皆様のご支援ご協力をいただき大過なくその職責を果たせましたことに対し厚く御礼申し上げます。コロナ感染症に翻弄された1年でありましたが、今なお、第7波の最中であり、川辺町においても毎日10人前後の感染者が出ている状況です。特に子供たちの感染が多くみられ、この対策を考えていかなければなりません。議会のIT化も政策に掲げて取り組みましたが、まだ道半ばの状態です。やり残したことがいろいろありますが、次の新議長にお願いすることとなりますが、どうかよろしく願いいたします。議長を退任しましても、行政の発展と住民福祉、福祉を願う心は皆様と一緒にございます。変わらぬご指導を賜りますようお願いいたしますとともに、退任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

（拍手）

◎副議長（古川政久君） 大変御苦労様でした。本日まで円滑な議会運営に努めてこられた井戸三兼議長の御功績と御苦労に対しまして、議員を代表し深甚なる敬意と謝意を表します。簡単ではありますがお礼の言葉といたします。

ただ今議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（古川政久君） 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配付）

◎副議長（古川政久君） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場の閉鎖）

◎副議長（古川政久君） ただ今の出席議員数は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号2番 佐伯雄幸君、及び議席番号3番 瀬尾俊春君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

◎副議長（古川政久君） 投票用紙の配布もれは、ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（古川政久君） 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎副議長（古川 政久君） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

（投票）

◎副議長（古川政久君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（古川政久君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。佐伯雄幸君、瀬尾俊春君は開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

◎副議長（古川政久君） 選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票、有効投票のうち、佐伯雄幸君4票、私、古川政久3票、瀬尾俊春君1票。以上の結果になりました。したがって、佐伯雄幸君が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場の解錠）

◎副議長（古川政久君） ただ今、議長に当選されました佐伯雄幸君が、議場におられます。会議規則第32条の規定によって当選の告知をします。当選人、佐伯雄幸君の発言を求めます。登壇して願います。

◎2番（佐伯雄幸君）

ただ今議長に選任されました佐伯です。我々議員は、何も利権を持たず議会基本条例、倫理条例に従って、町民の皆様が安心して暮らせる町づくりや、我々や町長、執行機関の

皆さんとともに、将来に向かって活力ある町づくりを皆様とともに図っていきたく思っております。そして、前議長の井戸三兼さんからのやり残した仕事も一生懸命やらせていただきます。どうか皆様の今後のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして就任の挨拶にかえさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎副議長(古川政久君) 御苦労さまです。よろしく申し上げます。これで私は降壇させていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。

議員の皆さん、執行部の皆さんはそのままお待ち下さい。

なお、佐伯雄幸議長におかれましては正副議長室にお越し下さい。

(休憩 午前9時31分)

(再開 午前9時36分)

◎議長(佐伯雄幸君) それでは、ただ今から、議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。議事運営をはじめ、諸事万端にわたり格別の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

休憩中に副議長、古川政久君から副議長の辞職願いが提出されました。お諮りします。

「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、「副議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。追加日程を配布します。

(追加日程配布)

◎議長(佐伯雄幸君) 追加日程第3「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川政久君の退場を求めます。

(古川政久君 退場)

事務局長に辞職願いを朗読させます。

◎事務局長(鈴木秀樹君) 辞書願を朗読させていただきます。令和4年9月6日、川辺町議会議長 佐伯雄幸様。川辺町議会副議長 古川政久 辞職願。このたび、都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎議長(佐伯雄幸君) お諮りします。古川政久君の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、古川政久君の副議長の辞職を許可することに決定しました。古川政久君の入場をお願いします。

(古川政久議員 入場)

◎議長(佐伯雄幸君) 古川政久君に告知いたします。ただ今、副議長の辞職を許可することに決定しました。ここで、古川政久君から挨拶がございます。登壇してお願いいたします。

◎副議長（古川政久君） 副議長の退任にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

私は昨年9月、定例会におきまして副議長の職につくことになりました。1年間でありましたが、本当に皆様にはお世話になりました。特に井戸議長をはじめ、町長さん、執行部の皆さん、多くの皆さんにお世話になりました。私としましてはこの1年学ぶべきこともたくさんございました。これらを今後の糧としまして、佐伯雄幸議長のもとで議会改革が少しでも進むように、頑張っていきたいと思っております。

併せまして、町にはさまざまな課題があり、これも執行部と色々な話をしなければなりません。議員、一致結束して、このむつかしい時を乗り切っていく必要があると思う。1議員として、何とか精一杯、御指導御鞭撻をいただきまして福祉の向上になお一層人力していく所存でございますので皆様よろしく願いたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 大変御苦勞様でした。ただ今、副議長が欠員となりました。お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配布）

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉じます。

（議場の施錠）

◎議員（佐伯雄幸君） ただ今の出席議員数は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号4番 市原敬夫君、及び議席番号5番 櫻井芳男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙を配布）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票用紙の配布もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎議長（佐伯雄幸君） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

（投票）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。市原敬夫君、櫻井芳男君は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

◎議長（佐伯雄幸君） 選挙の結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票。有効投票のうち櫻井芳男君 5 票、平岡正男君 3 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、櫻井芳男君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場の解錠）

◎議長（佐伯雄幸君） ただ今、副議長に当選されました櫻井芳男君が議長におられます。会議規則第 3 2 条の規定によって当選の告知をします。当選人、櫻井芳男君の発言を求めます。登壇してお願いいたします。

◎副議長（櫻井芳男君） 副議長に選任していただきました櫻井です。議会は執行部との両輪ということで、議会を審査というような重要な使命を帯びた組織というふうに考えている。これまでもそうでしたが、今後も議長を助け、議論を十分に行える議会にしたいと思っています。皆様の御協力をお願いして、御挨拶とさせていただきます

（拍手）

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様です。よろしくお願いいたします。

ここで休憩に入りたいと思います。

（休憩 午前 9 時 5 3 分）

（再開 午前 1 0 時 3 0 分）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 4 「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定によって議席番号 3 番 瀬尾俊春君、4 番 市原敬夫君、7 番 古川政久君、9 番 井戸三兼君を指名いたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第 5 「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会については、総務委員会の一委員会となっており、全議員が総務委員会の委員となります。

お諮りします。委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定によって、議席番号 1 番 石原利春君から 9 番 井戸三兼君までの全議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました方を常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会、常任委員会委員の選任によって議会報編集委員会の委員に異動が生じておりますので、議会報編集委員を改めて指名いたします。

議会報編集委員会の委員については、委員会条例第 7 条の規定を準用し、議席番号 4 番 市原敬夫君、5 番 櫻井芳男君、9 番 井戸三兼君を指名いたします。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した方を議会報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第6「議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告」を議題といたします。

休憩中に、議会運営委員会、常任委員会から各委員会において選出された、正副委員長の氏名が届いておりますので報告いたします。併せて、議会報編集委員会の正副委員長の報告もあわせて行います。互選結果の報告を配付しますのでしばらくお待ちください。お手元に配布しましたとおり、議会運営委員会の委員長には、議席番号9番 井戸三兼君。副委員長には、議席番号4番 市原敬夫君。

常任委員会の委員長には、議席番号8番 平岡正男君。副委員長には、議席番号7番 古川政久君。議会報編集委員会の委員長には、議席番号4番 市原敬夫君。副委員長には、議席番号9番 井戸三兼君。以上のとおり決定しました。よろしく願いいたします。

日程第7 報告第2号「令和3年度決算に係る健全化判断比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 井上健君。

◎総務課長(井上健君) 報告第2号「令和3年度決算に係る健全化判断比率について」について説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第2号は終了しました。

日程第8 報告第3号「令和3年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長(渡辺英樹君) 報告第3号「令和3年度決算にかかる資金不足比率について」について説明

◎議長(佐伯雄幸君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第3号は終了しました。

日程第9 承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。教育支援課長 馬場啓司君。

◎教育支援課長(馬場啓司君) 承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」について説明。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第7号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分について承認を求める件《令和4年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」は承認することに決定いたしました。

日程第10 同意第1号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により石原利春君の退場を求めます。

(石原議員退場)

◎議長(佐伯雄幸君) 本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 同意第1号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

現在町の監査委員につきましては、地方自治法の定めるところにより、行政運営に関する識見を有する方と議会議員の方から、それぞれ1名を選任し、2名の方に監査事務をお願いしているところでございます。

このたび、議会選出の瀬尾俊春氏が8月31日をもって辞職されたことを受け、その後任として、石原利春氏を選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、石原議員の経歴はお手元に配布した資料のとおりでございます。任期につきましては、議員の任期である令和5年8月31日まででございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長(佐伯雄幸君) これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

石原利春君の入場を求めます。

(石原利春入場)

◎議長(佐伯雄幸君) 石原利春君に報告します。ただ今、監査委員に選任されることに同意されました。御苦労様ですがよろしく申し上げます。

日程第11、同意第2号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第2号「川辺町教育委員の任命につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

川辺町教育委員会におきまして、現在、教育長と委員4名の方に御活躍いただいております。そのうちのお一人でございます平岡正憲氏におかれましては、令和4年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

平岡氏は、委員として平成28年から現在にわたり精力的に御活動されており、他からの信頼も厚いため、委員に適任であると認め、引き続き再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、平岡氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。また任期につきましては、令和8年9月30日までの4年間でございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第12 議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」日程第13 議案第28号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第14 議案第29号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第15 議案第30号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」この4議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。
町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第27号から議案第30号までを一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改装する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、国家公務員にかかる妊娠、出産、育児等々、仕事両立支援のために講じる措置のうち未施行として残っていた育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置について町職員の勤務環境整備のため、国家公務員の規定と同様に所要の改正を行うものです。

次に、議案第28号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、保護者への説明、同意、諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて書面に変えて電磁的記録により行うことができるように規定するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第29号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存等のうち、書面で行うこととしているものについて書面に変えて電磁的記録により行うことができるように規定するため所要の改正を行うものです。

次に、議案第30号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会を設置するにあたり当該委員を非常勤の特別職として報酬等の規定を設けるため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上、4議案につきまして一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。お諮りします。議案第27号から議案第30号の4議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第30号の4議案につきましては総務委員会に付託することに決定いたしました。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 日程第16 議案第31号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」、日程第17 議案第32号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第18 議案第33号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第19 議案第34号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第20 議案第35号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第21 議案第36号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」の6議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第31号から議案第36号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括して御説明申し上げます。

この度の各会計の補正予算につきましては、令和3年度決算に伴う事業費の精算及びそのほか追加の財政需要につきまして、補正をお願いするものでございます。

はじめに、議案第31号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に8千251万6千円を追加し、予算総額を55億4千121万1千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入では令和3年度の精算により、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の精算金662万3千円、後期高齢者医療広域連合からの「療養給付費負担金過年度清算金」1千54万2千円などを増額計上するとともに、土木費国庫補助金においては国からの補助額内示を受け、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金、道路メンテナンス事業補助金、合わせて1千458万6千円を減額しております。またこれら、国庫補助金の減額に伴い、関連する町債の減額補正も計上させていただいております。そのほか、企業版ふるさと納税として株式会社コパン様より500万円のご寄付をいただき、山楠公園遊具増設の事業費に充てさせていただいております。なお、歳入歳出における財源の不足分につきましては、繰越金の増額で対応させていただいております。

次に歳出では、竣工から32年が経過し、老朽化が著しい第1こども園トイレの改修工事2千827万円、東小学校・北小学校で発生した水道の漏水対策工事611万6千円、個人事業主を含む町内企業の経営課題に対し、専門知識を有した人材をマッチングさせコンサルティングを受けられよう支援する地域貢献副業人材活用支援事業200万2千円、現山川橋の上流側に残る旧山川橋主塔のライトアップ用器具設置委託料470万円、障害福祉計画等策定事業287万1千円など新たに計上させていただくとともに、予算不足が見込まれる地区集会施設整備補助金や、公園施設整備工事費、人件費等についても増額の補正をさせていただいております。なお、障害福祉計画等策定事業は、全額翌年度へ繰越しての執行をお願いするものでございます。

次に、議案第32号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に723万4千円を追加し、予算総額を9億4千113万9千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出では令和3年度の精算により保険給付費等交付金など過年度精算分償還金706万9千円、国保システムにおける月報作成調整交付金ソフト改修費16万5千円を増額するものでございます。なお、財源の不足分につきましては、繰越金の増額等で対応させていただいております。

次に、議案第33号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額に341万9千円を追加し、予算総額を1億7千564万6千円とするものでございます。

補正内容につきましては、令和3年度決算の確定による精算でございます。

次に、議案第34号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に1千569万1千円を追加し、予算総額を9億1千858万6千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳出において令和6年度からの第9期介護保険事業計画策定にかかる実態調査費及び策定費293万1千円を新たに計上させていただき、その全額を翌年度への繰越をお願いするものでございます。その他、令和3年度の事業費精算として、歳入では支払基金からの介護給付費交付金過年度清算金86万1千円、歳出では国や県などへの過年度精算分償還金671万7千円、一般会計への繰出金586万2千円を

それぞれ計上させていただいております。なお、財源の不足分につきましては、繰越金及び一般会計からの繰入金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第35号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的支出で940万5千円、資本的収入で9千998万9千円、資本的支出で1億198万円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、配水本管での漏水に伴う工事費や県営水道の受水費、物価高騰に伴う動力費など、新たな財政需要に伴う事業費について補正するものでございます。

次に、議案第36号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的収入で48万6千円、資本的支出で23万7千円をそれぞれ減額し、資本的収入で818万9千円を増額するものでございます。

補正内容につきましては、物価高騰に伴う動力費など、新たな財政需要に伴う事業費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号から議案第36号までの6議案につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第36号までの6議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第23 認定第2号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第24 認定第3号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第25 認定第4号「令和3年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第26 認定第5号「令和3年度川辺町水道事業会計決算認定について」、日程第27 認定第6号「令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の6件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第6号「令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について」まで、その概要につきまして、一括して御説明いたします。

令和3年度においてもコロナ禍という特殊な状況下のもと、町民生活の支援、町内事業者の事業継続支援など令和2年度に引き続き、地方創生臨時交付金等も活用しながら様々な新型コロナウイルス感染症対策事業を積極的に展開してまいりました。また、本町の重点政策であります「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「快適に暮らすことができまちづくり」等につきましても、当初の予算編成方針に従い、各種事業を実施するとともに、健全な財政運営に努めた結果、一般会計、各特別会計共に歳入が歳出を上回る黒字決算となっております。

各会計の決算状況につきましては、令和3年度川辺町歳入歳出決算書に記載のとおりであります。また、監査委員の方々に審査いただきました結果及び意見につきましては、お手元に配布させていただきました審査意見書を御覧いただきますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

歳入は、予算現額59億9千78万8千円に対しまして、調定額59億6千762万4千円、収入済額59億678万7千円、不納欠損額52万7千円、収納率は調定額に対し99.0%でありました。

歳出は、予算現額59億9千78万8千円に対しまして、支出済額56億3千14万9千円、執行率は94.0%で、歳入歳出決算額の差し引き、2億7千663万8千円を令和4年度に繰越しております。この繰越額には、令和4年度への繰越事業の一般財源として、1千624万5千円が含まれております。なお、翌年度繰越事業分を除いた執行率は、95.1%であり、更なる執行率の向上を目指してまいります。

歳入歳出決算の主な点につきまして、御説明申し上げます。

歳入は、令和2年度に比べ10.3%、6億7千677万8千円の減額となりました。

まず町税は、令和2年度に比べ7千868万9千円減の12億5千169万1千円となっております。主な要因につきましては、コロナ禍により経済的な影響を受けたと思われる個人町民税、法人町民税の減収に加え、令和3年度限りの措置として実施された固定資産税における一定程度収益が減少した事業者への家屋・償却資産に対する課税減免措置によるものであります。

次に、普通交付税では、その算定過程において地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費の創設などにより、基準財政需要額が増加しております。また、町民税や固定資産税、地方消費税交付金などの減により、基準財政収入額は減少となり、結果として普通交付税は増額となりました。地方交付税全体では、前年度と比べ2億2千812万3千円増額の18億1千259万7千円であります。

国庫支出金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などの増がりましたが、令和2年度に実施したコロナ対策事業の全国民に一人10万円を給付する、特別定額給付金給付事業に対する補助金の皆減などにより大幅な減少となり、前年度と比べ8億6千951万円減額の7億6千621万5千円となっております。

県支出金は、4千311万1千円減額の2億4千798万6千円となり、主な要因としては、農村地域防災減災事業補助金、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金などの皆減によるものでございます。

寄附金は、5千382万円減額の2億2千461万6千円となっております。

主な要因は、ふるさと納税の減によるもので、寄付の獲得に向けた市町村間の競争が激しさを増しており、町といたしましても今まで以上に魅力的な地域特産品や観光資源などを謝礼品とすることで、川辺町の魅力を伝えるとともに貴重な財源の確保に努めてまいります。

繰入金は、718万6千円増額の2億7千943万1千円となりました。目的とする事業の財源に充てるため、まちづくり基金、森林環境譲与税基金、子ども育成基金、スポー

ツ振興基金からそれぞれ繰入れるとともに、特別会計からの精算金などの繰入れを行っております。

町債は、臨時財政対策債のほか、町道新設改良事業、中央公民館非構造部材耐震改修事業、第3こども園屋根塗装防水改修事業など11事業への財源として借り入れを行い、899万7千円増額の4億970万8千円となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出は、令和2年度に比べ10.2%、6億4千288万5千円の減額となりました。また、令和3年度は令和4年度に繰越して使用することとした予算が、6千883万2千円となり、これにつきましては、該当する費目で御説明させていただきます。

議会費は、5千430万2千円で、前年度と比べ299万4千円の減額となりました。主な要因は、議員1名の欠員による報酬、手当等の減によるものであります。

総務費は、9億7千821万円で、前年度と比べ5千530万7千円の増額となりました。ふるさと川辺応援寄付金への謝礼、地区集会施設整備補助金などが減となりましたが、旧庁舎屋上修繕工事、こども園をはじめ町内公共施設への空気清浄機の配備、減債基金への予算積立などにより増となり、全体では増となっております。なお、総務費につきましては、個人情報保護制度対応支援業務、定年延長に伴う新制度支援業務、住民基本台帳ネットワークシステム運用管理事業の3件、合計688万1千円を令和4年度に繰越しを行っております。

民生費は、16億8千479万4千円で、前年度に比べ7億6千517万6千円の大幅な減額となりました。これはコロナ禍における国の経済対策として、全国民に一人10万円を給付する特別定額給付金給付事業にかかった経費、10億1千883万1千円の皆減によるものが主な要因となりますが、令和3年度においては、新たに子育て世帯臨時特別給付金給付事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業などを実施しております。

なお、民生費につきましては、住民税非課税等臨時特別給付事業で1千万円、臨時特別出産給付金事業で100万円を令和4年度に繰越しを行っております。

衛生費は、3億8千990万円で、前年度に比べ1億923万8千円の増額となりました。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業、環境整備基金積立金などの増によるものであります。

労働費は、115万5千円で、前年度に比べ74万6千円の減額となりました。雇用促進助成事業の減によるものであります。

農林水産業費は、1億814万3千円で、前年度に比べ2千859万1千円の減額となりました。権現山周辺整備事業や雌鳥川排水路改修工事をはじめ、農業施設の維持管理事業などを実施いたしましたが、木曾川右岸緊急改築工事負担金の終了、担い手育成支援事業、経営所得安定対策事業の減などにより、全体では減額となりました。

商工費は、1億2千672万3千円で、前年度に比べ1億9万9千円の大幅な減額となりました。令和3年度においても、町民生活の支援、町内事業者の事業継続支援を目的に、商品券発行事業やおうちごはん券発行事業を引き続き実施してまいりましたが、発行回数減などにより、決算額は減額となっております。

なお、商工費につきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金225万1千円を令和4年度に繰越ししております。

土木費は、7億1千769万4千円で、前年度に比べ1千468万5千円の増額となりました。土木費においては、国からの社会資本整備総合交付金や防災安全交付金などを活用し、町内各所で町道新設改良事業等を実施しております。自主財源が乏しい中、これら補助金の動向には十分に注意を払い、限られた予算の中で、事業個所を精査のうえ実施してまいります。

なお、土木費につきましては、鶴飼バイパス改築事業、田中1号線改築事業、東タウン1号線用地測量及び補償調査業務の3件4千870万円を令和4年度に繰越しております。

消防費は、2億9千720万円で、前年度に比べ5千97万9千円の減額となりました。

当初、購入での更新を予定しておりましたが、第3分団1部の消防車両が、消防庁の無償貸与事業に選定されことにより、当該購入費が不用となったほか、海洋センター非常用発電設備設置事業、防災備蓄倉庫整備事業が、令和2年度に完了したことなどにより減となっております。なお、平成29年度から取り組んでおりました防災行政無線デジタル化更新事業は、令和3年度をもって完了いたしました。今後も、町民の安心・安全を支えるため、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、教育費は、8億7千648万9千円で、前年度に比べ1億619万8千円の増額となりました。中央公民館非構造部材耐震改修工事、小中学校体育館トイレ等自動水栓化工事のほか、令和12年度開校を目標に進める町内3小学校統合計画の新校舎建設費用の準備資金として、小学校建設基金への予算積み立てなど実施したことによるものでございます。

公債費は、3億9千554万円で、前年度に比べ2千27万2千円の増額となりました。平成29年度に借り入れた臨時財政対策債などの元金償還の開始によるものであります。

以上が、一般会計の決算状況の概要報告でございます。

続きまして、各特別会計の決算の状況につきまして、御説明いたします。

はじめに、認定第2号「令和3年度 川辺町国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額9億3千714万1千円、歳出総額9億130万1千円、歳入歳出差引額3千584万円となり、前年度に比べ歳入0.3%、歳出1.1%の減額となりました。

主な要因は、昨年に続き、新型コロナウイルス感染症の影響が見受けられ、特に入院に係る高額療養費が減少するなど、歳出での医療給付費及び関連する歳入での保険給付費等の交付金が減少し、歳入歳出決算額は微減となっております。

今後は、保険給付の動向を注視しつつ、適正な保険税率の検討、基金の有効活用など、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「令和3年度 川辺町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1億5千404万2千円、歳出総額1億5千144万8千円、歳入歳出差引額259万4千円となり、前年度に比べ歳入0.2%の減、歳出はほぼ同額でございました。決算総額は、歳入歳出とも対前年度比で大きな変動はないものの、今後は高齢化の進展とともに、被保険者数の増加が見込まれており、長寿健康診査の受診率の向上など、保健事業、健康づくり事業を推進し、国民健康保険事業や介護保険事業と協働を図りながら、高齢者医療費の抑制に取り組んでまいります。

次に、認定第4号「令和3年度 川辺町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額9億1千97万7千円、歳出総額8億8千668万1千円、歳入歳出差引額2千429万6千円となり、前年度に比べ歳入5.5%、歳出6.1%の増額となりました。保険給付においては、要介護認定者数の微増のほか、新型コロナウイルス感染対策の徹底により、介護サービス事業所の利用率が回復したこともあり、保険給付費が増加いたしました。

今後も、高齢化により要介護認定者数の増加が見込まれ、保険給付費の動向に注視するとともに、介護予防事業の強化を含め、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、各事業会計の決算の状況につきまして、御説明いたします。

はじめに、認定第5号「令和3年度 川辺町水道事業会計 決算認定」につきまして、御説明いたします。

収益的収入額は2億6千597万8千円、収益的支出額は2億6千425万4千円で、消費税経理後の経常損失は778万5千円、特別利益はありませんでしたので、当年度純損失は778万5千円となりました。

資本的収入額は1億2千795万5千円、資本的支出額は1億5千842万2千円で、3千46万6千円の不足となりました。

不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填しております。重要給水施設配水管耐震化工事や老朽管更新工事実施設計、山楠配水場電源設備改修工事など、安全・安心な水の安定供給を念頭に事業運営を行いました。

次に、認定第6号「令和3年度 川辺町下水道事業会計 決算認定」につきまして、御説明いたします。

収益的収入額は4億9千312万9千円、収益的支出額は4億8千40万5千円で、消費税経理後の経常利益は1千862万6千円、特別損失はありませんでしたので、当年度純利益は1千862万6千円となりました。

資本的収入額は1億9千858万9千円、資本的支出額は3億8千515万4千円で、1億8千656万4千円の不足となりました。

不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。未整備区域の管渠延伸工事や公共汚水柵設置工事、マンホールポンプ設備改築工事、比久見汚水幹線実施設計など、未普及地区の水洗化と公共水域の水質保全の確保を念頭に事業運営を行いました。

以上、令和3年度決算について、各会計の概要を御説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の各会計決算書などをご覧いただき、慎重なる審査のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。概要説明といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までの6件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第28 発議第2号「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について」を議題といたします。本案について、提出議員の説明を求めます。議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長より許可をいただきましたので、議案書を朗読し説明とさせていただきます。

発議第2号「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書」上記の議案を別紙のとおり、川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。令和4年9月6日。提出者 川辺町議会議員 櫻井芳男、賛成者 川辺町議会議員 石原利春。川辺町議会議長 佐伯雄幸様。

中濃二次医療圏では、救急救命センターの中濃厚生病院と12の救急二次医療機関が救急搬送業務を担っているが、この圏域は県内医療圏で人口が2番目に多く面積も2番目に広い医療圏ながら、人口10万人当たりの指数は岐阜県下平均値を大きく下回り、県内医療圏で最も医師数が少なく、特に小児科は医師不足が顕著な状況となっている。また、近年では可茂地域の救急二次医療機関では、救急告示指定を取り下げる医療機関も散見され、近隣の救急救命センターもこれ以上の救急搬送は困難な状況となっており、中濃二次医療圏域の可茂地域の救急医療を取り巻く環境は大変厳しい状況となっている。このような状況の中で社会医療法人厚生会 中部国際医療センターが、救急搬送ウォークイン及びドクターヘリ患者らを多く受け入れている状況である。中濃二次医療圏の救急医療状況を鑑み、新たな三次救急医療機関、救命救急センターの追加指定はこの地域の安定的な救急医療体制構築には喫緊の課題である。また、県内二次医療圏で周産期母子医療センター及び小児救急医療拠点病院が、唯一中濃二次医療圏に指定医療機関がなく、関連の救急搬送は岐阜医療圏へ搬送することになっている。

以上のことから、下記のとおり川辺町議会は社会医療法人厚生会 中部国際医療センターを第三次救急医療機関 救命救急センターに指定いただくことを切に要望する。

1. 社会医療法人厚生会 中部国際医療センターを三次救急医療機関、救急救命医療センターに指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年9月6日。川辺町議会。

なお、意見書の宛先は、岐阜県知事としております。以上よろしく願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため9月7日から9月15日までの9日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月15日までの9日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。次回は9月16日、金曜日、午前9時から再開いたします。本日は、これで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

(閉会 午前11時44分)

令和4年川辺町議会第3回定例会

令和4年9月16日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 (議案第27号) | 川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 (議案第28号) | 川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 (議案第29号) | 川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 (議案第30号) | 川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 (議案第31号) | 令和4年度川辺町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 (議案第32号) | 令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 (議案第33号) | 令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 (議案第34号) | 令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 (議案第35号) | 令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 (議案第36号) | 令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 (認定第 1号) | 令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 (認定第 2号) | 令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 (認定第 3号) | 令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 (認定第 4号) | 令和3年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 (認定第 5号) | 令和3年度川辺町水道事業会計決算認定について |
| 日程第17 (認定第 6号) | 令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第18 (発議第 2号) | 中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について |
| 日追加日程第1 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査 |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 佐伯 雄幸

副議長 櫻井 芳男

1 番 石原 利春

3 番 瀬尾 俊春 4 番 市原 敬夫 7 番 古川 政久
8 番 平岡 正男 9 番 井戸 三兼

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	白村 茂	総務課長	井上 健
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	重本 佳明
税務課長	佐伯 政宣	住民課長	竹内 康人
健康福祉課長	横田 博生	産業環境課長	馬場 誠
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前9時00分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ、会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。初めに、注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一问一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内とします。

また、一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。また、発言者はマスクを取っても構いません。それでは、一般質問を始めます。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番(市原敬夫君) おはようございます。議長より許可をいただきましたので、川辺町の将来像について町長に質問をいたします。

川辺町では、2024年までの5年間の第5次総合計画(後期基本計画)では、具体的に「ひとを育む」「しごとをつくる」「川辺に呼び込む」「安心をつくる」「まちをつなぐ」の5つの柱のもとに「まち、ひと、しごと創生事業を中心に具現化に向けた施策が続けられています。

昨今の川辺町では、大きな動きがあります。1つは、学校統合計画が具体化し、小中一貫校という教育の大きな変化です。2つ目には、駅西開発計画があり、美濃加茂バイパス

鹿塩インターから街中へのアクセス整備です。そして、3つ目には、国策として取り組まれている未来投資政策に伴う、半導体関連企業の進出計画であります。特に、企業進出計画では、3,000人とか6,000人とか多くの社員を伴う事業であり、人口約1万人の川辺町の町づくりにとって、大きな変革を伴うことも予想されます。多くの地権者の方のご理解を頂きながら明日の川辺町の発展のために、町としての不断の努力を求めます。また、学校統合問題では、貴重な学校跡地をどう生かして町の活性化につなげるかなど、大きな変化が予想される中で、川辺町の総合計画の見直しが早急に必要と考えます。

町長は、まちづくりに関する過去の一般質問の回答で、「こつこつと地道にやるのが結果的には近道」との発言もありましたが、大きく環境が変わることが想定される場合は、重点的にそしてタイムリーに施策を講じていくことが重要と考えます。

大事な「ふるさと川辺」の将来像について、この環境の変化を町長はどのようにとらえ、まち発展の構図をどのように描いておられるのかお伺いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お答えします。

議員ご指摘の3大プロジェクトについては、私も緊張感を持って取り組んでおります。先ずは、小学校統合計画です。

これまで数度にわたる町民説明会では、その概要についてお話しいたしましたが、まだまだ充分ではない、と認識しています。なぜ今、3小学校を統合する必要があるのか？中学校敷地が候補地になったのはなぜか？十分な体育スペースがとれるのか？スクールバスの運行はどうするのか？目標年次である2030年（令和12年）に本当に開校できるのか？資金造成計画は万全か？中学校との連携はどうするのか？旧小学校の跡地利用をどうするのか？教育理念はどうか？教育カリキュラムをどうするのか？川辺らしい教育とは何か？解決すべき問題は多々ございます。これらの問題を解決し、小学校統合計画を成功させることで「ひとを育む」を実現します。

2番目に、駅西地区開発計画です。

JR中川辺駅西口を作るのとあわせて、東西自由通路（跨線橋）を作り、東西軸を切り開くのをはじめとし、西口ロータリーを作る、地域の生活道路を拡幅して自由な往来を助長する、JR高山線で分断された町の東西軸をよりスムーズで便利な踏切に切り替える、国道41号美濃加茂バイパス川辺鹿塩インターとの接続を簡便にする、多くの住宅建設をはじめ人口増加のために積極的な誘致活動を展開する、など駅西地区の再開発を通じて、「川辺に（人を）呼び込む」ことがその目標の一つです。

最後に、福島地区への巨大企業誘致計画です。

これは、私どもにとっても青天の霹靂でした。民間会社が福島地区の第1種農地5万3千坪を買い上げ、従業員数は数千人とも言われているデータセンターや半導体製造工場を建設する。国道41号美濃加茂バイパスや東海環状自動車道、東海北陸自動車道など、交通の便がよく、災害の少ない川辺町の地理的条件が、先方様の希望に合致するということがございます。この計画は可見市の不動産会社が仲介しており、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を目的とする「地域未来投資促進法」がその根拠法となっています。また、同法により農用地区域、これは農地法に定められておりますが、あるいは第一種農地（農振法）に当たる場合でも、農地転用が可能と規定されています。

驚くべき提案であり、私も含めて幹部職員は度肝を抜かれました。この計画が実現すれば、町の姿は大いに変貌を遂げるに違いありません。そのための未来展望や各種計画が必要になってきます。ただし、このプロジェクトにはタイムリミットがあり、本年10月末までに土地売買契約の行方を見定め、事業実施の可否を判断したいとのことです。私どもといましては、求められるのであるならば、万難を排してお手伝いをさせていただき所存です。当初は民・民（民間同士）の取引となりますが、契約成立の後は、インフラ整備、生活環境整備、住宅整備、教育体制の変容など、種々の施策が必要となってきます。進化した川辺町の姿を夢見ながら、思いを巡らせています。「しごとをつくる」「まちをつなぐ」「安心をつくる」に該当するでしょうか。

以上、3点について概略をご説明いたしました。3大プロジェクトが本格稼働したとき、私ども役場職員はてんでこ舞いの、繁忙期に突入することでしょう。また関係される多くの皆さまのお力添え、ご助力が必要になってまいります。まだ緒に就いたばかりの計画ではありますが、是非とも成功させたいと考えています。

さて、「ふるさと川辺」の将来像についてのご質問でございます。

かつて私は、一般質問の答弁で、「ベッドタウンとしての川辺町」とお答えしたことがございます。それは、飛騨川を川辺ダムがせき止めているように、他町村からの移住者を受け入れる、言葉は選ばなければなりません、川辺町でせき止めるようなイメージをもっています。美濃加茂市・可児市・岐阜市・名古屋市などへ職を求めて移住される方々を、川辺町で受け入れる。そのための住環境整備が必要だとお答えしましたが、その考えは今も変わっておりません。先ほど3大プロジェクトについてお答えしましたが、これらは川辺町ベッドタウン構想に寄与するものです。緩やかな人口減少を迎えた川辺町人口を増加へと転じさせる、活気あるまちへと変貌を遂げる。これが私の夢であります。先に述べました企業誘致が成った暁には、数千人とも言われている人びとが川辺の企業へとやってきます。すると、これまでの計画はすべて見直しを求められることでしょう。3小学校統合計画も大幅な見直しになるかもしれません。しかし、それこそが私の望む活気ある川辺町の姿であり、その前提として、住環境の整った町へと整備しなければなりません。

以上、川辺町の将来像について私の夢をお話ししました。とりとめのないお答えで恐縮ですが、これからも、議員の皆さまのご指導ご鞭撻を賜りながら、「コツコツと地道に」やっていきたいと考えています。よろしくお願い申し上げます。

◎4番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎4番（市原敬夫君） 今回取り上げた、川辺町を取り巻く環境の変化は一部に不確定なものもありますので、答弁のようにいろいろなケースをシミュレーションしながら川辺町の将来像を考えていく必要があります。そうした中で、どういうまちづくりに重点を置くか、ということだと思います。例えば、学校統合を機に川辺町を教育の町にし、魅力ある教育指導、教育環境によって明日を担う子どもたちを育てていく、また、高齢化時代が進む中で福祉施設を充実し、高齢者が安心して生活できるまちを作るなど、明日の川辺町の姿が見えることが大事だと思います。

私は大事なふるさと川辺が、町民の皆様のお力をいただきながら生き生きと活力のあるまちになることを切望し、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 議席番号3番 瀬尾俊春君。

◎3番（瀬尾俊春君） 議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、前の市原議員がやられたので一部出てしまいましたので、少し簡単にいきます。

質問内容は、福島県の農地に大工場を誘致できるかという、先ほどの件です。内容的には先ほどのいろいろ回答のあったところでありますけれども、福島地区の広大な田んぼの中に約5万3千坪の大工場です。従業員も数千人だそうです。5万3千坪というのはどれくらいかということ調べてみましたが、それは山川橋と新山川橋、ここを結ぶ川面、水のある所をですね、その約3/4で5万3千坪になります。膨大な広い土地なんですね。この動きは、地方の産業の活性化を目指すために国が進める「地域投資未来促進法」を使って、補助金、税の優遇、金融支援、規制緩和等多方面からの支援を使って、地方で事業を有利に進めようとする企業の動きです。

川辺町を名指した今回の動きは、川辺町が自然災害に強いことを大いに考慮し、川辺町にこそ事業計画を進めたい、との先方の強い意向があったものと聞いています。ありがたいことです。

川辺町の将来を大きく左右してゆく、極めて重要なファクターとなるのでしょう。町の総意は、町を挙げての協力を先方へ伝えていくこと、川辺町を早期に決めてもらうように努力していくことと思います。

今わかっている公に出来る情報等、町の意気込みをお聞かせ下さい。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君）

お答えします。

福島地区の巨大企業誘致の件については、正直、私どもも驚いています。同時に、この計画を是非、実現させるべく、最大限の協力を惜しまぬ覚悟です。町として、全面的に応援する旨、仲介業者に伝えました。

この計画は地域未来投資促進法に則って進められます。これは、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼそうとするもので、企業誘致がその出発点となります。岐阜県においては、同法に基づく基本計画が策定され、川辺町は「岐阜・中濃地域基本計画」に位置付けられています。川辺町、特に福島地区の利点は、災害リスクが少ないこと、美濃加茂バイパス・東海環状自動車道・東海北陸自動車道などに接続し交通の便がよいこと、大量の電力が確保できること、土地の高低差が少ないこと、広大な用地、5万3千坪を想定していますけれども、その広大な用地が確保でき、第1種農地であっても同法の規定により転用が可能なこと、などが挙げられます。現在、これらの利点を最大限活用しようとする企業が、仲介業者を通じて用地交渉に入っています。福島地内・下飯田地内と一部美濃加茂市下米田町地内の5万3千坪の用地交渉の成立が、その第一条件かつ必要不可欠条件です。これまでに地権者111名に対する説明会が7月中に計3回開催され、今現在も意向の把握に努めています。この9月末にはその結果による方向性をまとめ、10月末を目途に事業実施について判断したいとのことです。

進出予定の企業は、データセンター及び半導体製造工場を建設します。データセンターとは、分散する IT 機器を集約設置し、効率よく運用する専用施設で、環境にやさしい、リスクに強い、コストが削減できる、豊かで低炭素社会の実現に寄与する施設です。国は、「半導体・デジタル産業戦略」を検討し、「産業の根幹」と位置づけております。特にデータセンターは、国内の約 8 割が東京圏・大阪圏に集中しており、災害やセキュリティ事故など様々なリスクに備えた最適配置を課題として候補地の調査・支援を実施しています。

今後の対応としては、仲介業者と協力しつつ、地権者・利害関係者の意向をお聞きし、一つ一つ丁寧に対応し賛同を得る。起業地に係る課題を整理し「土地利用調整計画」を策定し県の同意を得る。その後、民間事業者で「地域経済牽引事業計画」を策定する。これは、(1) 事業内容・実施時期、(2) 地域経済牽引事業の要件の適合性(地域特性と具体的分野、付加価値創出額、経済的効果など)、(3) 事業者間の役割分担、これは複数の企業の場合ですけれども、(4) 特例措置に関する事項などで、県知事の承認により、事業が開始されることとなります。

人口減少、少子高齢化、東京一極集中などで地方の衰退が大きな課題となっています。しかし、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果をもたらす。人の流れや雇用だけではなく、地域事業者への経済的効果を数値的に示す。地域全体で将来にわたり持続的に発展していく。これらを強く期待しています。

去る 8 月 25 日には、仲介業者により議会説明会が開催され、議員の皆さまに概略の説明がありました。そして、多くの皆さまが、積極的な姿勢を示されたと認識しています。雇用者数は数千人とも言われており、川辺町の将来計画も大きく修正する必要に迫られます。現在検討中の 3 小学校統合計画も大幅な見直しになるかもしれません。今後、2 か月ほどの推移を注意深く見定めながら、企業誘致実現のため、町としてできる限りの支援をしたいと考えています。

皆様方の、最大限の御協力をお願いして、答弁といたします。

◎ 3 番 (瀬尾俊春君) 所見を述べて終わりたいと思います。

◎ 議長 (佐伯雄幸君) それを許可します。

◎ 3 番 (瀬尾俊春君) この質問をした理由はですね、これだけすごい大きなプロジェクトですので、少しでも早く町民の皆様知ってもらいたいというつもりで質問をいたしました。それからこのプロジェクトは、町が積極的に動いて、先に動いて行っていいような案件なんです。いわゆる地方の産業を興そうと、それを興すのは町であり県でありという考えで出ていますので、積極的に動いていただいて町長には船頭をよろしくお願いいたしたいと実は思っています。2 か月で最大の動きだそうですので、ぜひ、町を挙げての動きにさせていただきたいと私は思っております。ありがとうございました。

◎ 議長 (佐伯雄幸君) 以上で瀬尾俊春君の一般質問を終わります。

以上で、全ての一般質問は終わりました。ここで休憩に入りたいと思います。9 時 40 分を再開とし、休憩といたします。

(休憩 午前 9 時 26 分)

(再開 午前 9 時 40 分)

◎ 議長 (佐伯雄幸君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第18 発議第2号「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について」までを一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました17議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果ならびに経過について報告を求めます。
総務委員会委員長 平岡正男君。

◎8番（平岡正男君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第27号から発議第2号までの審査の結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第28号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第29号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、議案第30号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第31号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」、議案第32号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第33号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第34号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第35号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第36号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」、認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和3年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第5号「令和3年度川辺町水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について」、発議第2号「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について」の17議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された17議案について、9月6日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ176件余りの質疑に対する応答等を行いました。

9月9日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定した次第です。以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとに議題としてまいります。

議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「令和4年度川辺町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和4年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「令和4年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「令和4年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号「令和3年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

認定第2号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

認定第3号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

認定第4号「令和3年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号「令和3年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

認定第5号「令和3年度川辺町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号「令和3年度川辺町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

認定第6号「令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(佐伯雄幸君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号「令和3年度川辺町下水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

発議第2号「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2「中濃二次医療圏の新たな三次救急医療機関の追加指定を求める意見書について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ちください。

（資料等の配付）

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第1、議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。
町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 一言御礼の御挨拶を申し上げます。9月議会に上程いたしました議案につきましてお認めいただき、誠にありがとうございました。これからも、行政と議会が車の両輪になって進んで行くように願っております。

さて、コロナウイルスの感染状況でございますが、川辺町でもちょっと一服というような状況で、減少傾向に入りました。岐阜県あるいは日本中見回しても、ピークは越えたというように考えております。今後、このコロナウイルスに対する更なる警戒をしつつ、早くこの感染が治まってくれるように願っております。またもう一つ、インフルエンザが冬場に多く見られます。この両方を我々の警戒の対象にしていきたいと思っております。また自然災害の方ですが、今週末に台風がこの地方を襲うというような予報が出ております。我々も最大限注意をして、災害が起こらないように気を付けてまいりたいと思っております。

最後に、9月15日付けで100歳を迎えられる皆様方に、内閣総理大臣から表彰状が届いております。今一軒一軒お配りをしておるところでございますが、合計11名の皆様が100歳におなりになったということで、人生100年時代といいますけれども、本当だなあというような気がいたしております。議員の皆様におかれましても、これからも健康に留意され、職務に邁進されますようお願いを申し上げます。

この度は誠に、ありがとうございました。

◎議長（井戸三兼君） これをもちまして、令和4年第3回定例会を閉会といたします。

（閉会 午前10時10分）